

新潟県立新発田商業高等学校いじめ防止基本方針

本校では、国の定める「いじめ防止対策推進法第2条」のいじめの定義を踏まえ、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という現実を見据え、生徒の尊厳を守り、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、教職員は、保護者、地域、関係機関とも連携しながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおとした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け、迅速かつ適切に組織的な対応を行います。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処します。また、学校で発生したいじめ等が違法行為として扱われる事案では、警察署等の関係機関に通報し、連携して対応します。

1 定義

(1) いじめ [いじめ防止対策推進法 第2条]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ類似行為 [新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条]

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(3) いじめの重大事態 [いじめ防止対策推進法 第28条]

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ防止対策委員会の委員は、校長・教頭・スクールカウンセラー・いじめ対策推進教員・生徒指導主事・各学年主任(3名)の8名で構成し、様々な教育活動を通じて、未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめ対応の重層的支援

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行うとともに、日々の教職員の生徒への挨拶、声掛け、対話、及び授業や行事等を通じた集団への働きかけを行います。

多様性に配慮し、均質化のみに走らない指導体制を整え、教職員が生徒一人ひとりを大切にする指導を実施します。

生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように支援します。

(2) いじめの未然防止教育

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることにより、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展する可能性のある日常のトラブルの解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲的に学校の様々な教育活動に取り組める「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネット等のもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。
- SOSの出し方授業を通じて、相談に対する心理的抵抗を除き、援助希求能力を育みます。

(3) いじめの早期発見と対応

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さない姿勢で臨みます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応し、教職員間で情報の共有を行います。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

(4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有し、初期対応から組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討し、対応していきます。

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりそうなケースでは、できるだけ早い段階から、SCやSSW、警察等を交え、多角的な視点から組織的対応を進めます。

4 いじめの解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校(環境)づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りをを行います。
- いじめの行為が少なくとも3か月は止んでいる状態が継続しており、解決したとおもわれる後も、双方の生徒を継続的に観察し、必要な場合には、援助しながら良好な人間関係を構築できるよう支援に努めます。

新潟県立新発田商業高等学校
いじめ防止対策委員会